母子家庭支援施策や生活保護制度については、母子家庭や生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定により保護を受けている世帯の自立・就労を支援する必要性が高まっていることから、地方公共団体等関係機関との連携を強化した上で、母子家庭の母、同法第六条第一項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）に対する職業能力開発を含めた就労支援の充実を図ることが必要である。

第三部　計画期間中の公共職業訓練の対象者数等

公共職業訓練は、人材ニーズがありながら、民間で実施を期待し難い、又は実施していない職業訓練を実施することを原則とし、次に定めるとおり公共職業訓練を実施するものとする。

一　離職者訓練の対象者数等

(1)　対象者数

計画期間中に実施する離職者訓練の対象者数は、二十一万七千二百人とする。

離職者訓練の対象者数のうち、三万千六百人については、施設内訓練（公共職業能力開発施設内で実施する訓練をいう。以下同じ。）として実施するものとする。施設内訓練のうち、三千人については、企業実習と座学を一体的に組み合わせた訓練（以下「日本版デュアルシステム」という。）として実施するものとする。

また、離職者訓練の対象者数のうち、十八万五千六百人については、委託訓練として実施するものとする。委託訓練については、今後成長が見込める介護・福祉、医療、子育て、情報通信等の分野や、新たに雇用創出が期待される環境・エネルギー分野等において充実を図るものとし、その対象者数のうち、二千七百人については介護福祉士及び保育士の資格取得を支援する二年間の訓練として、三万七千二百人については実践的職業能力の付与が必要な者に対する日本版デュアルシステムとして、二千二百人については福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）等を通じて職業訓練の受講を希望する母子家庭の母及び被保護者に対する職業訓練の受講を円滑にするための講習と組み合わせた職業訓練として、それぞれ実施するものとする。

(2)　離職者訓練の内容

離職者訓練については、職業能力に係る労働力需給のミスマッチを解消するため、知識の付与及び実習による技能の習得など、訓練の内容に応じた様々な民間教育訓練機関を活用した多様な職業能力開発の機会を都道府県又は市町村が法第十六条第一項又は第二項の規定に基づき設置する施設（障害者職業能力開発校を除く。）において実施する職業訓練との役割分担を踏まえつつ提供し、地域における離職者等の多様な就業ニーズ及び企業の人材ニーズに応じた支援を実施するものとする。その際、東日本大震災に伴う復旧・復興需要に応じた人材ニーズを踏まえた職業訓練を実施するものとする。

また、雇用のセーフティネットとして、母子家庭の母、刑務所を出所した者等特別な配慮や支援を必要とする求職者に対して、それぞれの特性に応じた職業訓練を実施するものとする。

(3)　効果的な離職者訓練の実施のための取組

産業界及び地域の人材ニーズを把握し、訓練科の見直しを行うものとする。離職者訓練の訓練科のうち、定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、その内容等の見直しを図るほか、当該離職者訓練の受講者に対し、公共職業安定所との連携強化の下、綿密なキャリア・コンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援を実施するとともに、厳しい雇用失業情勢において、安定的な雇用を実現するためには、これまで以上に高い職業能力が求められることから、就職の実現に必要とされる知識・技能を習得するための長期間の訓練を積極的に設定することで、就職率の向上を図るものとする。

委託訓練については、就職実績に応じた委託費の支給を行うほか、離職者に対し個々の求人企業の具体的なニーズに即した職業能力を付与する職業訓練の実施を推進することにより、就職率の向上を図るものとする。また、今後新たに雇用創出が期待される環境・エネルギー分野等において実施する委託訓練のモデルカリキュラムの開発に取り組むものとする。

二　在職者訓練の対象者数等

(1)　対象者数

計画期間中に実施する在職者訓練の対象者数は、五万七千人とする。

(2)　在職者訓練の内容

在職者訓練については、産業構造の変化、技術の進歩等による業務の変化に対応する高度な技能及びこれに関する知識を習得させる真に高度な職業訓練であって、都道府県等又は民間教育訓練機関において実施することが困難なものを実施するものとする。

(3)　効果的な在職者訓練の実施のための取組

地域の中小企業事業主等の人材ニーズを把握した上で、真に必要とされている在職者訓練の訓練科の設定を行うとともに、個々の中小企業事業主等の具体的なニーズに即した実施方法等の改善を行うものとする。

三　学卒者訓練の対象者数等

(1)　対象者数

計画期間中に実施する学卒者訓練の対象者数は、五千九百人とする。

学卒者訓練の対象者数のうち、四千百人については専門課程による公共職業訓練として、千七百人については応用課程による公共職業訓練として、百人については普通課程による公共職業訓練として、それぞれ実施するものとする。専門課程による公共職業訓練の対象者数のうち、三百人については、日本版デュアルシステムとして実施するものとする。

(2)　学卒者訓練の内容

学卒者訓練については、新規高等学校卒業者等を対象に、ものづくりの現場の戦力となる高度な実践技能者の育成を図るため、職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させることを目的とした比較的長期間の公共職業訓練を実施するものとする。

(3)　効果的な学卒者訓練の実施のための取組

産業界及び地域の人材ニーズを把握し、訓練科の見直しを行うものとする。学卒者訓練の訓練科のうち、定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、その内容等の見直しを図るものとする。

四　障害者に対する公共職業訓練の対象者数等

(1)　対象者数

計画期間中に実施する障害者に対する公共職業訓練の対象者数は、一万千五百人とする。

障害者に対する公共職業訓練の対象者数のうち、七千九百人については、委託訓練として実施するものとする。

(2)　障害者に対する公共職業訓練の内容

障害者に対する公共職業訓練については、障害者の身体的又は精神的な事情等に配慮し、特に公共職業能力開発施設（障害者職業能力開発校を除く。）において公共職業訓練を受けることが困難な重度障害者等に対して、障害者職業能力開発校において個々の受講者の障害の程度、特性等に応じた公共職業訓練を一層推進するものとする。

また、地域における障害者の職業能力開発に資するよう、都道府県立職業能力開発校において、知的障害者等を対象とした公共職業訓練を引き続き実施するものとする。

さらに、障害者の就業ニーズ及び企業の人材ニーズに対応した機動的な公共職業訓練を実施するため、民間教育訓練機関、特例子会社（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第四十四条に規定する子会社をいう。）、重度障害者多数雇用事業所、社会福祉法人等の委託先を開拓して行う委託訓練について、障害者向けの日本版デュアルシステムの利用を促進するなど、訓練内容の充実を図りながら、引き続き推進するものとする。また、都道府県及び政令指定都市において、福祉施設、特別支援学校、在宅就労支援団体等関係機関との連携体制を確立することにより、障害者の職業能力の開発及び向上の一層の推進を図るものとする。